

業務指示書

インド国アンドラ・プラデシュ州における農業・食品加工・流通に関する情報収集

・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年9月28日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

○ 第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません

()認めます

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 著までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査を加コンサルタント

注、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行なれた調査参加コンサルタント



からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。



3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発政策・調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

○
注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

○
（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

○
注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農業開発政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農業開発政策
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 灌溉開発計画】

- 1) 類似業務の経験：
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 フードバリューチェーン】

- 1) 類似業務の経験：フードバリューチェーン
- 2) 対象国又は同類似地域：インド 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）



第6 プロポーザルの提出手続き等

- 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物
 - (1) 期限：2015年10月9日 12時
 - (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
 - (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

- 次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
 - (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
 - (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
 - (7) 虚偽の内容が記載されているとき
 - (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき



第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 (各項目の（ ）に○を付したもののが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(INR1 = 1.944 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

○ 第8 プrezenteーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezenteーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農業開発政策
灌漑開発計画
フードバリューチェーン

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

18.61 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月26日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したもののが、指示内容です。）

- （ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- （ ）本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
インド国アンドラ・プラデシュ州における農業・食品加工・流通に関する情報収集・
確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／農業開発政策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 灌溉開発計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： フードバリューチェーン	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

○ インドでは農業セクターの GDP に占める割合は 2000/01 年度は 28.5% であったが、2013/14 年度は 13.9% と、年々減少傾向となっている。しかしながら、国土面積の約 46% が農地として活用されており、依然として人口の約 7 割近くが農村部に居住し、就労人口の約半数が農業に従事していることから、農業・農村開発はインドの均衡のとれた社会経済発展と貧困削減に不可欠である。しかし、農作物の生産性は、雨季の降雨量により左右されるとともに、河川水量の季節的変動により安定した水資源の確保が難しく、また近年の気候変動による偏在的もしくは不安定な降雨等から生じる洪水や干ばつの影響を受けることが多い。よって、水資源の効率的活用が農業生産の安定及び増産のためには不可欠である。このため、政府は従来大規模な灌漑開発に取り組んできており、全耕地面積に占める灌漑面積の割合（灌漑率）は 43%、農業生産全体の 3 分の 2 を灌漑農業が占めるまでに至っている。しかしながら、農業用水は依然として不足しており、加えて、非効率な灌漑用水の利用状況、不十分な営農支援と農業関連インフラ等により、農業生産性は国際比較でみても低い水準に止まっている。

○ アンドラ・プラデシュ州（以下、AP 州という。）は、インド南部デカン高原に位置する農業が盛んな州であり、農耕可能地は 845 万 ha に上る。また、同州の農業気候区分は 5 つに区分されており、米、マンゴー、チリ等、多種多様な作物が栽培可能な特徴を有している。このような同州の農業分野における可能性を活かし、AP 州政府はナイト・ラウ首相のイニシアティブの下で、日本等、海外投資誘致に力を注いでおり、食品加工産業の発展を目指して、AP 州の全 13 県においても大規模食品加工団地（メガ・フード・パーク）設立を検討している。さらに、AP 州は海港が 5 か所、空港が 4 か所と、加工後の州外への流通においても地形的に有利であり、同州は、農作物の生産から加工、流通までのフード・バリュー・チェーン構築に適した環境にあると言える。しかし、同州では、農業インフラ、特に灌漑設備が十分に整備されておらず、このような一連のバリューチェーンプロセスの根底を担うべき農作物の収穫量及び質が必ずしも十分とは言えない状況である。こうした中、JICA は 1996 年から 2012 年にかけて円借款「クルヌール・クダッパ水路近代化事業（I）（II）」を実施し、AP 州クルヌール県とクダッパ県の間に位置する老朽化した灌漑施設の改修及び近代化を支援した。また、2007 年より、円借款「アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善事業」（2016 年 7 月貸付実行完了予定）を実施し、小規模灌漑施設の建設、中規模灌漑施設の改修の支援を行ってきており。両事業を通じて灌漑率は改善されつつあるものの、未だに同州は 42.2% と全国平均を下回っており、大規模及び中規模灌漑における灌漑整備面積と実灌漑面積のギャップは 25%、小規模灌漑におけるギャップは約 40% と、農業生産性が伸び悩む一因とされている。また、道路や電気と言った基礎インフラも十分に整備されていてないため、

農作物の生産後の加工、流通においても、大きな足枷となっている。

現時点で、農家にとっての換金手段は市場での生鮮食品の取引が中心であり、市場における価格変動に脆弱であることに加え、付加価値が十分でないことから、農業による生計向上が十分に達成できていない。農家の生計安定・向上の観点からも、食品加工分野の発展を通じて、農作物の付加価値を向上させる試みが求められている。

モディ政権は、“Make in India”を政策の柱に掲げ、外資導入に対して積極的な姿勢を示している。この様な中央政府の政策を背景に、2014年11月にAP州首相が訪日し、投資促進セミナーにおいて日本企業誘致のための基調講演を行うとともに、農業、食品加工関連分野の日本企業6社と各企業が有する技術等について意見交換を行った。併せて、首相訪日時に、農業、食品加工分野における更なる発展を目的として、AP州政府と経済産業省との間でAP州産業開発に関する協力覚書(MoU)も交わされている。同MoUにおいて我が国及びAP州は、農業、食品加工分野における日本企業の同州への投資を促進していくことで合意している。さらに、農林水産省においても、インド政府の食品加工、コールド・チェーン整備等にかかる制度や日本からの農業分野の投資促進等の情報共有を目的として、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会を立ち上げている。こうした中JICAは、一連のAP州及び我が国政府の動向を踏まえ、AP州における農業、食品加工・流通分野における円借款供与に向けた協力準備調査の実施を予定している。本業務では実施前提条件の確認として、AP州における農業、食品加工・流通分野にかかる情報収集・分析を行うものであるが、JICAは現在、「農業バリューチェーンに係る情報収集・確認調査」を実施中で、優先3州の1つとしてAP州を対象としたマンゴー、トマト、チリのバリューチェーンに係る現状及び課題等について調査・分析を行っていることから、これらの調査結果を活用した上での業務とする。

2. 業務の目的

本業務の目的は、AP州における農作物の生産、加工、流通の現状及び課題につき情報収集を行うとともに、今後、同州においてフード・バリュー・チェーンを念頭に置いた農業分野の案件形成を進めるに当たって必要となる情報収集・分析を行い、提言を取りまとめるものである。

3. 業務対象地域

AP州全域。但し、調査団はJICA安全対策措置にて渡航が「安全管理室承認」に指定されている地域（外務省の危険情報にて「渡航の是非検討」に指定されている地域）では業務を実施しない。業務上やむを得ずこれらの地域に立ち入る際は、JICAの承認を事前に得ることとする。

4. 実施機関

本業務は JICA が独自に基礎情報の収集等を目的として実施するものであるが、灌漑インフラを所管する AP 州水資源局 (Water Resources Department, Government of Andhra Pradesh) と調査実施に係る協議を行ってきており、AP 州水資源局を主としてその他関係機関と密に意見交換を行いながら実施することとする。

5. 業務の範囲

本業務は AP 州における農業、食品加工・流通の現状及び課題につき情報収集するために実施されるものであり、コンサルタントは「2. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す業務を行い、業務の進捗に応じ「8. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 農作物の生産、加工、流通における支援としての位置付け

本業務を通じて、AP 州における農作物の生産、加工、流通への効果的な援助アプローチを検討し、灌漑インフラのみならず、フード・バリューチェーン（現在本邦企業により検討されているフード・パークの設立を含む）全般を通じて包括的な支援となるような提案を行う。また、支援の方向性の検討にあたっては、日本政府と AP 州政府が交わした MoU 等の内容を十分に踏まえること（以下、参照 <http://www.meti.go.jp/press/2014/11/20141128001/20141128001a.pdf>）。加工・流通分野における調査については、農業支援、特に灌漑施設建設・改修等の農業生産基盤整備との整合性（特に地理的つながり等）が取れるような提案となるように留意すること。

(2) 「農業バリューチェーンに係る情報収集・確認調査」調査内容の活用

JICA が現在実施している「農業バリューチェーンに係る情報収集・確認調査」では、優先 3 州の 1 州として AP 州を選定の上、作物 3 品（マンゴー、トマト、チリ）を調査対象作物としてそれらのバリューチェーンに関する調査を実施し、課題への対応策として事業案が提案されている。本業務は、対象作物を上記 3 品に限定するものではないが、同調査による提案内容を十分に配慮の上、業務実施にあたっては、効率的な業務遂行を目指し、同調査で収集した情報等については十分に活用すること。

(3) 今後の支援方針提言について

AP 州水資源局は F/S を実施予定であり、業務の遂行にあたっては、同 F/S の内容を十分に加味すること。また、本業務は今後の支援方針の検討を行うものであるが、支援プログラムの柱となる円借款事業を中心に AP 州水資源局が作成した概略事業費のレビューを行う。概略事業費のレビューは、今後の事業実施検討に係る基礎資料となること

から、業務の過程で JICA と十分協議を行いつつ作業を行うこと。

(4) AP 州政府関連部局の横断的調査事項について

本業務は、AP 州水資源局が現地での調査協力機関となるが、調査項目は、計画局、園芸局、農業局、産業局等、複数部局の管轄にまたがる横断的なものとなるため、各関連部局との円滑な調整に留意する。

(5) 関連機関との情報共有、意見交換について

JICA の指示に基づき、関連機関との情報共有、意見交換を行い、現地業務期間中は JICA インド事務所と十分な意見交換・調整を行うこと。また、現地では、関連機関を対象とした報告会、本邦技術紹介のためのワークショップを実施する。国内業務期間中には、本邦企業を対象とした報告会を実施する。

(6) 本邦技術活用可能性について

日本政府と AP 州政府が交わした MoU においては、農業、食品加工分野における日本企業の同州への投資を促進していく旨が謳われている。同 MoU に基づき、Make in India 政策に沿いながら、我が国の農業技術や食品加工・流通技術の適用可能性につき検討する。特に、農業機械、食品加工機械、冷凍・空調機械の導入について、本邦企業への聞き取り等を通じて、その支援のあり方について検討をすること。

(7) 過去の円借款事業の教訓の抽出

上記の通り、AP 州は過去に円借款事業を実施している。よって、既往円借款事業の教訓を抽出し、これらの教訓を活かした支援内容を検討すること。

7. 業務の内容

上記「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 国内準備作業およびインセプションレポートの説明・協議

- ア) 既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICA と十分に協議を行うこととする。
- イ) 上記の結果や現地調査に当たって必要な実施機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプションレポート（英文）を作成し、JICA に提出する。

(2) 農業、食品加工・流通分野におけるインド政府及び AP 州の方針、政策に関する

情報の収集・分析・課題の整理

○ ア) 中央政府及び AP 州政府の農業・食品加工分野（流通を含む）に関する政策・計画

イ) AP 州政府の農業・食品加工分野（流通を含む）の関連部局の行政体制

ウ) AP 州への外国企業の進出/投資に当たっての主要な法令・制度、規制等

エ) AP 州の農業、食品加工（流通を含む）の予算

オ) インド及び AP 州における農業生産の概況の確認、情報整理

(3) AP 州の基礎情報・農業分野に関する情報分析・整理

○ ア) AP 州の社会経済・自然環境（環境汚染を含む）に関する概況の確認

イ) 作付面積・灌漑面積の確認

○ ウ) 既存データをもとにした AP 州内の灌漑施設の現状分析（地区地形図、用排水系統、営農・土地利用、受益農家数・受益面積、水文・気象・水資源データ、水利権、灌漑・水利用、施設の品質評価確認体制、維持管理の状況を含む）

エ) AP 州の地元農家の営農形態及び生計活動（畜産業／水産業）にかかる情報収集及び課題の分析

オ) AP 州における農業機械化にかかる現状分析

カ) 州内の灌漑事業計画の技術レビュー及び改定支援

キ) AP 州で過去に実施された灌漑円借款事業の現状分析及び教訓の検討

ク) AP 州における農業分野のドナーの支援実績にかかる情報収集

(4) 農民組織に関する情報分析・整理

○ ア) 水利組合設立・活動状況、水利費徴収率分析

○ イ) 水利組合組織運営にかかる AP 州の行政体制（組合員選挙の実施体制を含む）の整理

○ ウ) AP 州の女性農民組織を含む農民組織形成に対する取組にかかる情報収集

(5) AP 州の食品加工・流通分野に関する情報分析・整理

ア) インド及び AP 州における食品加工及び流通の概況・課題の確認、情報の整理

イ) インド及び AP 州における食糧需要・輸出入の現状の確認、情報の整理

ウ) AP 州食品加工・流通分野への外国及び国内民間企業による投資の現状の確認

エ) 既存のフード・パーク施設を含む AP 州内の食品加工産業に関する情報収集

オ) 他州でのフード・パーク施設の成功事例の調査

カ) AP 州の農業及び食品加工・流通産業に関心を有する本邦企業からの聞き取り調査

キ) 国内作業期間中に現地調査結果について本邦企業を対象にした報告会を実施（半

日、50名程度を想定)

(6) 事業対象地の検討

- ア) (5)までの調査を踏まえ、灌漑事業対象地検討にかかるクライテリアの設定及び事業候補地の検討
- イ) フード・バリュー・チェーン（生産、加工、流通、フード・パーク建設予定地）の観点から見た事業対象作物の検討及びその栽培に必要な農業インフラ／生計活動にかかる検討

(7) インテリムレポートの作成・説明・協議

(6)までの調査結果をインテリムレポートとして取りまとめる。インテリムレポートについてはドラフトを作成し、JICAと協議を行い、必要な修正を行った上で、インド側関係機関と協議を行い合意を得ること。また、本邦企業を対象にした報告会を実施する。

(8) 事業対象候補地における現状分析

- ア) 事業候補地における生産、加工、流通にかかる現状分析
- イ) 事業候補地における灌漑施設現状詳細分析（地区地形図、用排水系統、営農・土地利用、受益農家数・受益面積、水文・気象・水資源データ、水利権、灌漑・水利用、施設の品質評価確認体制、維持管理の状況を含む）
- ウ) 灌漑施設設計
- エ) 事業候補地における水利組合の課題・現状分析
- オ) 事業候補地における農業インフラ／生計活動の課題・現状分析
- カ) 事業候補地周辺の自然環境状況及びその周辺のインフラにかかる現状分析
- キ) 事業候補地における女性農民組織を含む農民組織設立・活動状況の確認（運営体制、対象作物、構成員、ジェンダー配慮の有無等を含む）及び事業対象農民組織の検討
- ク) 事業候補地における活動と建設予定フード・パークとのリンクエージの分析

(9) 本邦技術の活用可能性についての調査

- ア) 本邦企業がインドにおいて比較優位を有している農業機械、食品加工機械、冷凍・空調機械の特定
- イ) AP州の農業、食品加工・流通に活用できる日本の政策、制度、技術の検討
- ウ) ア) 及びイ) で特定した機材・制度等のAP州、特に事業対象候補地での活用可能性の検討
- エ) AP州のニーズを分析した上での本邦技術紹介のためのワークショップ（半日、

50名程度を想定) の実施

(10) 今後の JICA の支援方針についての提言

JICA の支援(特に有償資金協力と技術協力)の可能性を踏まえ、AP 州における農業、食品加工・流通分野に対する協力の方向性、コンセプトを検討する。この際、以下の点を整理する。

ア) 事業目的及び必要性

イ) 事業概要

ウ) 事業実施体制・運営維持管理体制

エ) 概略事業費及びスケジュール案

オ) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)に基づいた提案内容
分析

検討に際しては、円借款を念頭において事業実施計画を作成するために必要となる精度とする。農業分野における既往案件との連携の可能性についても考慮すること。なお、(1)(2)で収集した情報をもとに、AP 州における支援案と同様の支援の他州への応用可能性についての考察を加えること。

(11) 事業効果

(10) までの調査結果を踏まえ、想定される事業の定量的効果及び定性的効果を評価する。定量的効果については、定量的指標(運用・効果指標)を選定して、インド側関係機関に提示し、定量的・定性的指標の設定に必要な情報・データ入手した上で指標項目及びその目標値について設定する。

(12) ドラフトファイナルレポートの作成・説明・協議

(11) までの調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめる。JICA の確認を得た上で、インド側関係機関に説明・協議し、基本的了解を得る。

(13) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するインド側関係機関及び JICA のコメントを反映させ、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。

8. 成果品等

(1) 報告書

業務の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は 4) ファイナルレポートとする。各報告書へ記載する内容は、7. 業務の内容を参照。各報告書の AP 州政府への説明・協議に際しては、事前に JICA に説明の

上、その内容について了承を得ること。JICAへの事前提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保すること。それぞれの「提出時期」は、事前のJICAとの協議結果が反映され、JICAが了承した内容の報告書が完成するタイミングを意味している。

なお、製本版を作成する4) ファイナルレポート以外の報告書については、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

1) インセプションレポート

提出時期：業務開始時（2015年11月中旬を想定）

部 数：英文3部（JICA提出分）

2) インテリム・レポート

提出時期：2016年1月中旬

部 数：英文3部（JICA提出分）

3) ドラフト・ファイナルレポート

提出時期：2016年5月下旬

部 数：英文3部（JICA提出分）

4) ファイナルレポート

提出時期：2016年6月中旬

部 数：

英文（製本版） 10部（JICA3部、インド国機関7部）

英文（簡易製本版） 1部（JICA）

英文（製本版のCD-R） 7部（JICA5部、インド国機関2部）

英文（簡易製本版のCD-R） 2部（JICA）

和文要約（製本版） 3部（JICA）

和文要約（CD-R） 5部（JICA）

※ファイナルレポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、業務終了後速やかに公開する。本業務の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、JICAとの協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分について非公開情報として取り扱うこととする。

（2） 報告書の作成・印刷仕様

ファイナルレポート以外の仕様は、A4版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナルレポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細はJICAの指示に従うものとする。

（3） 収集資料

○ 本件業務を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付した上で業務終了後 JICA に提出する。

(4) その他提出物

○ 1) 議事録等

先方政府との各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等をとりまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA インド事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

○ 2) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(5) その他、報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各報告書には、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナルレポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約版、英文版の最初の部分に入れること。
- ・ 報告書の作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないよう、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ 報告書が特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施すこと。
- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ 報告書で引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

業務は2015年11月より開始し、2016年6月中旬の終了を目指とする。業務工程及び各報告書の作成時期は、目標として下図を想定している。但し、業務中の状況により必要と判断されれば、JICA及びインド国側関係者と協議の上で変更することがある。

年	2015		2016						
	月	11	12	1	2	3	4	5	6
国内作業									
現地業務									
報告書	▲ IC/R		▲ IT/R					▲ DF/R	▲ F/R

IC/R: Inception Report, IT/R: Interim Report, DF/R: Draft Final Report,

F/R: Final Report



2. 業務量の目標と業務従事者の構成

(1) 業務量の目標

約 61.83M/M



(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。



- 1) 総括/農業開発政策 (2号)
- 2) 灌溉開発計画 (3号)
- 3) 営農技術・農業機械
- 4) 農民組織
- 5) フードバリューチェーン (3号)
- 6) 灌溉施設設計
- 7) 民間連携
- 8) 環境社会配慮
- 9) 畜産業/水産業
- 10) 食品加工団地 (周辺インフラ含む)
- 11) 経済/財務分析

3. 相手国の便宜供与

なし。ただし、業務の実施に当たってはアンドラ・プラデシュ州水資源局の協力を得られることを合意済み。

4. 参考資料

- 「農業バリューチェーンに係る情報収集・確認調査 最終報告書」2015年9月

5. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

○ 現地再委託契約にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務の遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督、成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

(1) 水資源開発/水理調査

第2 業務の目的・内容に関する事項、7. 業務の内容、(8)イ)に対応する。

(2) 水利・農業組合調査

第2 業務の目的・内容に関する事項、7. 業務の内容、(8)エ)、キ)に対応する。

6. 調査用資機材

(1) コンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材

JICA がコンサルタントに購入・輸送業務を委託する資機材は現時点では特に想定していないが、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

なお、購入された資機材は、JICA より本コンサルタントへの貸与とする。本コンサルタントは、JICA の業務の一環として関連する会計規定を遵守した方法手段をとり、調査用資機材を調達する。

(2) JICA が別途購入し、本コンサルタントに貸与する機材。

特に想定していない。

(3) その他

調査に必要と考えられる設計用機材、簡易測定用機材等については、資機材等購送費

(損料ベース等)で見積もり、計上する。

7. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度をまたがる契約(複数年度契約)を締結することとし、年度をまたがる現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても、年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない

(2) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA
インド事務所、在インド日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上